

定例記者会見 市長コメント（概要）

① 情報漏えいに関連した職員の懲戒処分及び今後の対策について（資料1）

5月26日に発表させて頂いた元市職員による個人情報並びに特定個人情報などの情報漏えいについては、これまで庁内に副市長をトップとした個人情報漏えい調査委員会を設置し、元市職員の情報漏えいに関与した職員の有無のほか、個人情報の取扱いなどを個人情報を扱う部署に対しての調査を行った。

その結果、1名の職員による元市職員の情報漏えいへの関与が確認されたので、8月17日付けで懲戒処分を行うとともに、一連の情報漏えいが行なわれた当時の上司7名に対しても同日付けで処分を行ったので発表させていただく。

元市職員の情報漏えいへの関与が確認された職員は市民生活部の40歳代の主査である。

懲戒処分の内容についてであるが、市の懲戒処分基準に照らして3か月の停職処分とし、また、当時の上司については、嚴重注意処分としたものである。

一連の情報漏えいに関して、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

主査の非違行為の概要であるが、業務に必要なない個人情報を市の業務用の庁内システムを使用して調べ、業務で使用するメール及びチャット機能を利用して、元市職員に対し提供したものである。

また、今般の情報漏えいに対しての市としての内部調査についてであるが、これまで個人情報を取り扱える立場であった職員及び元市職員と交流の有った職員の約220名のうち、特に元市職員とのメール及びチャットのやり取りを頻繁に行っていた職員、庁内システムがある部署への所属歴があり、元市職員とメール及びチャットの送受信歴があった職員及び庁内システムがある職場に複数年に渡る所属歴がある職員9名に対して、市のサーバーに記録として残っている平成27年以降の7年間分のメールやチャットの送受信履歴を確認し、個人情報を含むファイルデータの外部アドレスへの送信歴の有無や、メールやチャット本文への記載による業務に関係のない個人情報等の送信履歴を調査した。

その結果、今回関与が認められた1名については、元市職員との間で、業務時間内に業務用メール及びチャット機能を私的内容のやり取りに繰り返し使用し、その中で元市職員からの求めに応じ、庁内システムを業務の用以外の目的で使用し、市民の情報を調べ、業務用メール及びチャットに記載して元市職員の業務用パソコンに送信し、漏えいしていたことが分かった。また、元市職員からの求めが無い情報についても、自らメール及びチャットを利用して漏えいしていたことも明らかになった。

今回1名の関与が確認されたが、そのほかの職員については、不適切な個人情報の取り扱いなどは確認されなかった。このため、市としては、そのほかの職員については適切な取扱いを行っているものと判断し、これをもって市としての一連の調査を終了することとした。

次に、市としての再発防止策への取組についてである。

職員の情報リテラシーの向上及び情報セキュリティ管理者のマネジメント能力の向上に向けた取組として、今年度の職員研修のプログラムの中で、全管理職及び各職場から選任されているDX推進員を中心に、外部の講師を招いて2回コースでセキュリティ研修会を実施する。

7月に1回目の研修会を実施しており、2回目の研修は11月に実施することになっているほか、9月には、地方公共団体情報システム機構が提供するリモートラーニングを全職員対象に実施する予定としている。

次に、情報資産の取扱いについてであるが、釜石市情報セキュリティ委員会において、これまで以上にセキュリティ対策の向上を図るようインターネット接続系における個人情報の取扱いや、電子メールの取扱いについての議論を重ね、職員一人ひとりの意識向上、行動変容につなげるための対応策を講じている。

具体的には、各部署で作成・取得した情報資産に対し、釜石市情報セキュリティポリシーに定める、機密性に応じた分類表示を徹底することで、個人情報をインターネット接続系ネットワークで取扱うことがないよう管理体制の強化を図っている。

また、個人情報を取扱うシステムにおいても、外部機関へデータを渡す必要のある業務を精査し、適切に個人情報を取扱うよう再徹底を図る。さらに、万一の情報流出を抑止するため、職員がインターネット・メールを送信する際、自動的に記録を取るようメールシステムを改修する。

こうした取組により、職員のセキュリティ意識の向上を図るとともに、管理監督を徹底してまいる。また、職員の不適切な行為を未然に防ぐためにも、業務を行う上での不安や他の職員の不審な行動を速やかに報告・相談を行えるよう、内部通報制度を導入したところである。

市民の皆様には、今回の情報漏えいに関しまして多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことに対しまして改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、市民の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいる。

② 令和4年9月釜石市議会定例会付議事件について（資料2）

8月29日に招集する定例会に付議する事件は、16件で、内訳は、報告1件、条例3件、補正予算1件、令和3年度決算8件、その他の議案2件、人事案件1件。

この中で、「条例」では、釜石市職員の育児休業の緩和などを行うため、「釜石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」などを提案する。

次に令和4年度9月補正予算についてである。

資料の2-3「予算の概要と主要事業」の1ページをご覧ください。

今議会に提案する補正予算は、一般会計の1件である。

補正額は3億5,240万円の増額で、補正後の予算額を208億4,500万円としたもの。

今議会における補正予算は、コロナ禍における原油価格、物価の高騰に対する支援事業などを計上している。また、新規事業は資料7ページの通り3件、1,830万円を計上している。

今回提案する予算のうち、主要な事業を資料に沿ってご説明する。

資料 3 ページ、番号 3 の「社会福祉施設等物価高騰対策支援事業」、予算額 750 万円は、原油価格や物価が高騰している中、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て支援へのサービスを提供している事業の利用者が、安心してサービスを受けられる環境を維持するため、市内で社会福祉事業等を営む事業所に対し、支援金を給付するもの。

資料 4 ページ、番号 7 の「新型コロナウイルス感染症経済対策事業」、「運輸事業者運行支援金」、予算額 805 万円は、燃油価格の高騰に直面する市内貨物自動車運送事業者の、安全かつ安定した貨物輸送の維持・確保を図るため、支援金を給付するもの。

資料 5 ページ、番号 9 の「新型コロナウイルス感染症対策かまいし宿泊エール割事業」、予算額 3,000 万円は、市内の宿泊施設の活性化を図るため、宿泊料金の割引を行った市内宿泊業者に対し割引分の一部を助成する事業の第 6 弾を 10 月中旬から行うもの。

番号 11 の「「喜劇釜石ラーメン物語」プロモーション事業補助金」、予算額 200 万円は、釜石のソウルフードである「釜石ラーメン」を題材に製作された映画「喜劇釜石ラーメン物語」の宣伝・周知を図り、全国に向けて「釜石ラーメン」を通じて、復興にまい進する釜石を情報発信するもの。

その他の主要な事業は、資料 3 ページ以降をご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としている事業は、資料の 10 ページにまとめているのでご参照願う。

次に「令和 3 年度決算について」である。

資料の 2-4 1 ページと 2 ページをご覧ください。

令和 3 年度一般会計の決算額は、収入済額が約 238 億 4,700 万円で、前年度から約 183 億 6,000 万円、43.5%の減、支出済額が約 235 億 5,300 万円で、前年度から約 177 億 5,200 万円、43.0%の減となり、歳入歳出差引額約 2 億 9,400 万円を令和 4 年度へ繰り越し、このうち、繰越明許費の繰越財源である約 400 万円を除いた実質収支は、約 2 億 9,000 万円の黒字決算となっている。

一般会計の決算額が前年度から大幅な減少となったのは、東日本大震災からの復旧・復興にかかる各事業が完了したこと、前年度に多額の繰上償還を行ったことから、公債費が大きく減額したこと、新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金給付事業が終了したことなどによるものである。

また、3 ページの特別会計も、すべて黒字決算となっている。

なお、当市の、「健全化判断比率」については、国の定める基準を引き続き下回っている。

資料の 12 ページ、令和 3 年度決算における主な財政指標は、釜石市中期財政計画に定めた数値と比べると、いずれも想定値以下の値となっており、順調に推移している。

経常収支比率は、前年度決算の 99.1%から大幅に改善し、94.9%となったが、これは、普通交付税が、国の交付税財源の余剰に基づく特例的な措置により、前年度比約 6 億 2,000 万円の増となり、経常的な収入を押し上げたことが大きな要因である。

質公債費比率は、標準財政規模が前年度比約 2 億 3,000 万円の増となった一方で、令和 2 年度の繰上償還の効果などにより、定時償還の元利償還金が前年度比約 5 億 4,000 万円の減となったことから、前年度決算の 15.8%から 14.4%に改善した。

また、令和3年度の新規市債発行額は13億3,080万円で、元金償還金約18億6,565万円の71.3%となり、年度末の地方債現在高は、前年度決算の約206億1,500万円から、約200億8,000万円に減少した。

今後も、経常的な収支バランスや後年度の公債費負担を考慮しながら、健全財政の維持に努めてまいります。

なお、水道事業会計、公共下水道事業会計、漁業集落排水事業会計の決算については、お手元の資料をご参照願う。

③ 新型コロナウイルス感染症対策について

県内では、8月21日に、過去最多となる2,017名の新規感染者が確認されるなど、依然として感染拡大が続いている。

釜石保健所管内においても、8月に入ってからの新規感染者は、昨日8月25日現在で778名に上っており、感染拡大に歯止めがかからない状況となっている。

このような中で、お盆明け後の影響や、夏休みも終わり学校も始まっているので、感染者のさらなる増加が憂慮される場所である。

市民の皆様には、感染を拡大させないために、最大限の注意を払い、改めて基本的な感染防止対策の徹底をお願いする。

特にも、発熱や症状が見られるときには、医療機関に電話で相談の上、早めに受診していただき、感染を拡大させないようお願いする。

次に、新型コロナワクチンの8月21日現在における接種率等についてである。

2回目の接種から5か月以上経過した12歳以上の方への3回目の接種率は、81.5%、5歳から11歳の小児を対象とした接種率は48.9%となっている。

保護者の方にはお子さんの健康状態などを考慮された上で接種の判断していただくようお願いする。

また、60歳以上の方の4回目の接種率は、53.1%となっている。

このほか、アレルギーなどにより、ファイザー社やモデルナ社のワクチンを見合わせている方には、「ノババックス」を使用した接種を9月3日から開始する。

なお、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種は、今後、国から示されるワクチンの種類及び供給スケジュールに沿って、速やかに対応できるよう接種体制の確保に努めてまいります。

次に、生活に困窮されている方への支援についてである。

釜石市社会福祉協議会が窓口となり、一時的な資金の緊急貸付を行う「生活福祉資金貸付制度」は、令和元年度からこれまで317件の相談が寄せられており、生計の維持が困難になった場合に少額の貸付を行う「緊急小口資金」は、147件2,810万円、生活再建までの費用の貸付を行う「総合支援資金」は、延べ110件6,045万円の貸付が行われている。

令和3年度に創設された貸付期間が終了した後も生活に困窮する世帯を支援する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」は、これまで17件の相談が寄せられている。

その内、支給要件に合致した単身世帯の延べ3世帯に対しては、一月あたり6万円、複数世帯1世帯に対しては一月あたり10万円として、計4世帯に72万円の支援金の支給を決定している。

また、国の経済対策として住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付する「臨時特別給付金」は、8月18日現在、令和3年度の住民税非課税世帯4,761世帯及び令和3年1月以降の家計急変世帯4世帯に対し4億7,650万円の給付を行っている。

さらに、これまでに本給付金を受給しておらず、新たに令和4年度の住民税が非課税となった222世帯に対し、2,220万円の給付を行っている。

次に、子育て世帯への支援についてである。

国の緊急対策として子ども1人あたり5万円の給付を行う「子育て世帯生活支援特別給付金」は、給付申請を必要としないひとり親世帯の方、215人に1,585万円を、ひとり親世帯以外で令和4年度分の市民税均等割が非課税の方、107人に1,085万円を、それぞれ給付している。

このほか、公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方や、新型コロナウイルス感染症により家計が急変した子育て世帯については申請が必要となるので、市ホームページや市広報紙等で周知を図っており、引き続き迅速な給付に努めてまいる。

また、物価高騰対策として県の補助事業を活用して実施する「子育て世帯支援給付金」は、9月以降に支給するものとして準備を進めている。

次に事業者支援についてである。

地域経済の活性化を図る各種施策の実施状況として、7月15日にスタートした18時以降の飲食店利用者に対して、タクシーや運転代行の乗車料金を支援する「タクシー、運転代行利用キャンペーン」は、8月14日までに2,140回の乗車利用があった。

宿泊料金の割引を行った宿泊業者に対し補助金を交付する「かまいし宿泊エール割事業」は、第5弾として、7月16日から宿泊対象を市外在住者を対象として実施しており、8月15日までに約4,900人泊分の利用があった。

市内飲食店、小売業者などの店舗で利用可能なプレミアム付き商品券・食事券を発行する「かまいしエール券事業」は、販売を開始した5月25日から8月14日までに7,800万円分が市内取扱店で利用されている。エール券は全て完売しており、利用期間は9月30日までであるので、まだご利用いただいている券は、早めにご利用いただくようお願いする。

続いて、原油価格・物価高騰対応支援策については、国又は県の補助金等を活用して積極的な経営改善に取り組む事業者の自己負担額の一部を支援する経営改善支援金の受付を、8月17日から開始している。

また、原油価格高騰の影響を大きく受ける事業所に対して支援金を支給するエネルギー価格高騰対策支援金は、9月初旬からの受付開始に向け準備を進めている。

このほか、9月定例会には、全国的な燃油価格高騰の影響を受ける市内貨物自動車運送事業者への支援策を提案している。

これら支援策の実施により、引き続き事業者の事業継続を下支えしながら、地域経済の再生・活性化につなげてまいる。

④ 特定空家等の略式代執行による除却の実施について（資料3）

釜石市甲子町第3地割における所有者不存在の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、釜石市内で初めて略式代執行により解体・撤去を行う。

当該空き家は平成28年度及び令和2年度において実施した空家実態調査の結果、柱、梁、屋根が著しく腐朽しており、建築物全体に損傷が激しく、倒壊の危険性が考えられると判定されている。

また、台風等の影響を受けやすい状態となっていることに加え、県道に接道していることから、倒壊した場合は通行車両等に被害を及ぼす可能性がある状況にある。

これまで市民への聞き取りをはじめ、空家等の敷地・建物・周辺環境・権利関係等について調査し、特定空家候補物件として手続きを行ってきた。

その結果「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」及び「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」にあり、令和4年5月に、空き家法第2条第2項に規定する特定空家等と認定した。

本来であれば、特定空家等の所有者に対して指導等をすべきところであるが、所有者は法人であり、解散し清算を結了しており、適正管理を求める者が存在せず、現在も依然として周辺住民等に危害が及ぶ可能性があることから、市として市民の安全安心の確保を第一優先とし、略式代執行により特定空家等の除却を実施するものである。

⑤ 釜石市民体育館の利用再開について

3月16日に発生した福島県沖地震の影響による釜石市民体育館屋根部材の破断落下事故により利用者の皆様の安全を第一に考え、施設を休館としていた。

施設の補強修繕については、7月25日から準備作業に入り、8月1日からは補強のための新たなH鋼材の斜材設置を行うなど作業を進め、8月25日に開催された第11回釜石市民体育館地震事故調査委員会において、補強修繕の完成を確認したところである。

なお、この作業の確認中に、屋根の下地材に一部修繕が必要な箇所が見られたことから修繕を行ったほか、今回発生したボルト破断箇所において、利用者の安心安全を確保する必要性から、補強修繕と併せてボルトの落下を防止する対策も講じたところである。

今回の補強修繕においては、第三者機関からも利用再開に問題は無いことを確認していることから、予定通り9月1日から利用を再開することとした。

臨時休館が約半年の期間にわたり、大会や練習等の利用ができない状態となり、市民の皆様にはご不便をおかけしましたこと改めてお詫び申し上げます。

なお、利用再開にあたっては、市のホームページに掲載するほか、これまでの利用者様には順次再開のご連絡をする。また今後、再発を防ぐためにも関係機関と連携を図り管理を徹底してまいります。